

入札日 年 月 日

工事費内訳書の取扱いについて

愛南町では、入札に際して提出を義務付けている工事費内訳書について、次のとおり取り扱っていますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

記

1 提出対象工事

全ての工事

2 提出時期

入札公告若しくは入札通知書で指定する日時までに、入札書に添付して、電子入札システム、又は、発注者が指定した場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

なお、入札時に工事費内訳書を提出しない入札は無効とする。

3 工事費内訳書の様式、記載内容

入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、町の設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した工事費内訳書を提出すること。

なお、工種ごとの金額が記載されていないなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書が無効とすることがあるので、十分に留意すること。

- (1) 業者名、工事名の記載確認
- (2) 工事区分・工種（建築一式工事の場合は種目・科目）ごとの金額の記載確認
- (3) 入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致していることの確認

4 その他

町が工事費内訳書の様式を電子媒体（エクセル形式）で示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。